



新婚夫婦等を対象に、新生活にかかる費用（家賃や引越費用等）を補助します。

## 交 付 申 請

### 1. 対象世帯

以下の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻、または洲本市パートナーシップ宣誓書を届出した世帯（以下、「夫婦等」という。）
- ② 婚姻日における夫婦等の年齢がいずれも **39歳以下**であること。
- ③ 令和7年分の夫婦等の所得があわせて **500万円未満**であること。
- ④ 補助申請時に、夫婦等がともに洲本市に居住し、いずれも住民票の住所が新居の所在地となっていること。
- ⑤ ライフデザイン支援講座、プレコンセプションケアに関する講座、医療機関への妊娠・出産に関する相談、共家事・子育て講座のいずれかを夫婦等で受けていること。
- ⑥ 過去に本補助金、これに類する公的制度による補助を受けていないこと。
- ⑦ 住民基本台帳法に違反していないこと。
- ⑧ 世帯員に暴力団員がないこと。  ⑨ 世帯員に市税等の滞納がないこと。

### 2. 申請期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

**※ 申請される方は、事前に企画課(TEL:0799-24-7614)へご相談ください**  
**予算には限りがあります。また、支払内容等によっては申請できない場合があります。**

### 3. 補助額

対象経費の合計額に対して、以下の額を上限に補助します。

夫婦等がどちらも29歳以下…**最大60万円** 39歳以下…**最大30万円**



### 4. 対象経費

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで に支払った次の費用が対象です。

#### ○住居費用

##### 1. 住宅購入の場合

対 象：「建物購入費」のみ

対象外：「土地購入費」「住宅ローンの手数料・利息」など

##### 2. 住宅賃借の場合

対 象：「賃料（家賃）」「共益費」「敷金」「礼金」「仲介手数料」

対象外：「駐車場代」「物件の清掃代（クリーニング代）」「鍵交換代」「更新手数料」

「光熱水費」「設備購入代」「火災保険料」「家財保険料」「契約一時金・保証金」など

#### ○引越費用

対 象：引越業者、運送業者に支払う「引越運送及びこれに付随する荷造りに要する運賃・料金」

対象外：「ホームクリーニング」「不用品の処分」「自らレンタカーを借りる」「友人に依頼する」等に係る費用など

## ○リフォーム費用

対象：住宅機能の維持または向上を図るために行う「修繕」「増築」「改築」「設備更新」に係る工事費用

対象外：「倉庫、車庫等に係る工事費用」「門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用」「エアコン、洗濯機等の家電製品等の購入・設置に係る費用」など

## 申請書類

### 提出書類（3月末までに提出 **※事前に企画課(TEL:0799-24-7614)へご相談ください**）

	提出書類
共通	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（様式第1号）</li><li><input type="checkbox"/> 婚姻後の戸籍謄本 もしくは、婚姻届受理証明書 または、洲本市パートナーシップ宣誓届出済証【洲本市市民協働課で発行可能】</li><li><input type="checkbox"/> 住民票（発行日から3月以内のもの） ※世帯全員が記載され、夫婦等双方の住所が申請に係る住宅の所在地であること。</li><li><input type="checkbox"/> 夫婦等双方の令和8年度（令和7年分）の所得証明書 【所得証明書は令和8年1月1日に住所があった市区町村で発行 その時点で洲本市に住んでいた場合、洲本市税務課で発行可能】</li><li><input type="checkbox"/> 市歳入金情報に関する同意書（別記様式）</li><li><input type="checkbox"/> ライフデザイン支援講座等を受けたことが分かる書類の写し</li><li><input type="checkbox"/> 補助金交付請求書（様式第4号）</li></ul>
奨学金を返還している場合	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し（令和7年に支払ったもの） ※夫婦等の合計所得額が500万円未満の場合は提出不要です。</li></ul>
住宅を購入した場合	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 住宅の売買契約書の写し または、工事請負契約書の写し</li><li><input type="checkbox"/> 建物購入費の領収書等の写し（費用の内訳がわかるもの）</li></ul>
住宅を賃借した場合	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 住宅の賃貸借契約書の写し</li><li><input type="checkbox"/> 賃借に係る費用の領収書等の写し</li></ul> <p>賃借した期間内に給与を受けていた場合、次の書類が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 給与明細の写し または、住宅手当支給証明書（様式第2号）</li></ul>
引越しをした場合	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 引越費用の領収書等の写し（費用の内訳がわかるもの）</li></ul>
リフォームした場合	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し または、請書の写し</li><li><input type="checkbox"/> リフォーム費用の領収書等の写し</li></ul>

※領収書等（金融機関等の振込控え、通帳の写し、クレジットカードの利用明細を含む）には  
**「支払者の氏名」「支払先」「金額」「支払内容」「支払日」**の記載が必要です。

## 申請の流れ

### 事前相談

補助対象となるか等を  
事前にお電話・窓口にて  
ご確認ください。

### 引越し・領収書受領

新居への引越し、補助対象経費の  
支払いを完了させてください。申請には  
契約書・領収書等が必要です。

### 交付申請

必要書類を添付のうえ、  
洲本市企画課へ書類を  
ご提出ください。

## お問い合わせ先

**洲本市企画課 TEL 0799-24-7614**

〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号 洲本市役所5階